



特定社会保険労務士

# ヒライ先生のQ&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

## 相談事例 営業秘密の侵害(競業避止義務)

その5

今月号では、フォセコ・ジャパン・リミテッド事件(奈良地裁 昭45・10・23)で述べられている秘密は実際存在したか、また債務者両名(労働者)の競業避止義務はあったのかについてみてみます。

### (1) 秘密の存在について

1 本件において秘密と称されているのは金属製造用の副資材の製造法(材料・工程等)に関する秘密である。証拠によれば債権者は親会社より技術援助を受けるに際して製品の成分・製造方法に関して秘密の漏洩防止を義務づけられていること、債権者では研究部・生産部に所属する社員に対してS・D・Aと称する特別の機密保持手当を支給しており……中略……イノキュリン10の製造方法については右3冊のハンドブックを照合して初めて全体が明らかになるようになっていることが認められ他に右認定を覆す……後略……

2 前述のように債権者が技術的秘蔵を有するとしても、市販されている債権者製品の分析により極めて容易に製造しうるものであるとすれば、それは債権者にとつて主観的にはともかく、客観的には保護に値する秘密とは言い難いのでその点について更に検討を加える。……中略……元素の種類とその重量パーセントを求める元素分析は研究室等で直ちに分析可能な方法であり、比較的容易であるが、イノキュリン10のような接種材は、各種の有機化合物質を混合して作るのだから、元素分析だけでは足りず、製造方法を考えるには存在する元素が相互にどのような結合状態で存在するのか、また……中略……以上は分析では解明しえない性質のものであるとすることが出来る。以上の認定事実を総合すると、債権者製品のイノキュリン10及びJDR263Bの製造方法には債権者製品の製造方法に関して一般的に技

術的秘蔵の存在が推認される……中略……したがって債権者は客観的に保護されるべき技術上の秘蔵を有しているといえる。

### (2) 債務者両名の競業避止義務について

1 ……前略……債権者Yは、研究所所属中はXと同様に職務に従事しており、大阪支社においては、営業部員に対する技術指導等に従事していたことが認められ、右認定に反する疎明はないので、債務者両名は、債権者の技術的秘蔵を知り、知るべき地位にあったと言ふことができる。

2 そして債務者両名が昭和44年6月債権者を退職すると、まもなく、同年8月29日にA社が設立され、両名は取締役となり、直ちに債権者製品と同様の製品販売活動を行っている……中略……したがって債務者両名は、競業者たるA社に対し債権者の営業の秘蔵を漏洩し、或いは必然的に漏洩すべき立場にあるといえ、債権者は本件特約に基づいて債務者らの競業行為を差し止める権利を有するものといえる。

競業避止義務契約の有効性判断の重要なポイントは、  
①守るべき企業の利益(秘蔵)があるかどうか、そして  
②競業避止義務契約の内容が目的に照らして合理的な範囲に留まっているかという観点から、(i)従業員の地位、(ii)地域的な限定があるか、(iii)競業避止義務の存続期間や、(iv)禁止される競業行為の範囲について必要な制限が掛けられているか、(v)代償措置が講じられているかどうかにあります。一度見直してみる必要があります。

〈完〉